

RDAにおける集合的実体と構成的実体の扱い：モデルと記述の分離を踏まえて

谷口 祥一（慶應義塾大学文学部）

taniguchi@z2.keio.jp

〔抄録〕 RDA をその直接対応する「モデル」と「記述」（記述とアクセスポイントの構成および記録にかかわる規則）に分けて捉えるべきことを確認し、こうしたモデルと記述の分離を踏まえた上で、RDAにおける集合的実体と構成的実体の扱いを検証した。RDAから表現形の刊行形態、著作のタイプ、全体部分関連のタイプ等、関連する規定を抽出した。次に、これらと矛盾しないかたちで集合的実体と構成的実体のモデルパターンを構成させ、表現形の刊行タイプの対応づけを試みた。

1. はじめに

RDA (Resource Description and Access)¹⁾ に関して、米国等においてその採用に向けた最終段階の調整や環境整備が進められている。RDAは、主たる特徴の一つとして概念モデルである FRBR²⁾（「書誌レコードの機能要件」と FRAD（「典拠データの機能要件」）に基づくことが、RDA自体において謳われている。全体として FRBR および FRAD に依拠していることは事実であるが、その細部においてはそれらと若干異なる部分を有している。筆者は先に、実体の属性と実体間の関連に対応するエレメントを RDA から抽出することによって、あるいは RDA を概念モデルとして捉え抽象化することによって、FRBR および FRAD との対応関係を検証した^{3),4)}。

そうした成果を踏まえて、一定程度の複雑度を有する RDA を、その直接対応する「モデル」（RDA モデル）と「記述」に分けて捉えるべきことを改めて提案する。それによって、RDA の容易かつ深い理解が得られることを意図している。なお、後者の「記述」とは、正確には記述とアクセスポイントの構成および記録に直接かかわる規則群（ガイドラインおよびインスタレーション）を指す。なお、先の筆者による検証では、RDA に含まれている事項を包括的にモデリングするという立場から論を展開したため、モデルと記述を明確に分離したときには記述に含めるべき一部の事項についてもモデリングを適用していた。こうした点を改めた上で、RDA モデルと記述の分離を提案する。

本研究は、RDA におけるこうしたモデルと記述の分離を踏まえて、集合的実体 (aggregate entities) と構成的実体 (component entities) の扱い、特にそれらのモデリングについて検証する。こうした集合的実体と構成的実体の扱いは、概念モデルにおいて常に問題となる。現時点の RDA において規定されている表現形と著作のタイプそして全体部分関連のタイプから、

さらには補助的な仮定を導入することで、対応する集合的実体と構成的実体のモデリングがどのようなものとなるか検討する。

2. FRBR におけるモデリング

FRBR では、集合的実体と構成的実体について次のような言及があるのみである。

「本モデルの構造は、統合的な単位 (integral units) とみなされる実体を表現するのと同じ方法で、集合的実体および構成的実体を表現することを可能としている」（FRBR 3.3）

また、こうした実体に関連するものとして、著作間、表現形間、表現形間、および個別資料間の全体部分 (whole-part) 関連がある。著作間・表現形間の関連のタイプ（従属部分：章、節、部分など；逐次刊行物の巻号；複数部分から成る著作の知的内容部分；テキストの挿図；映画の音楽部分。独立部分：シリーズ中のモノグラフ；雑誌記事；複数部分から成る著作の知的部分など）と表現形間のそれ（2巻以上からなる表現形の1巻；映画フィルムに対する独立媒体のサウンドトラックなど）は大きく異なる。

このような不十分なモデリングを踏まえて、Working Group on Aggregates が組織され、集合的実体（全体部分関連にあるリソース）のモデリングを検討し（2005-2011年）、最終報告書を提出した⁵⁾。そこでは、集合的リソース (aggregates) の general model (汎用モデル) を示しており、同モデルは a) 集合的リソースを単一のまとまりとみる著作-表現形-表現形の系列、および b) 個々の構成部分に該当する著作および表現形から先の集合的リソースに対応する表現形へのリンクによって構成されている。1) 集合的リソースとしての著作および表現形を設けるケースと設けないケースの両者がありうること、その判断はそれらが重要か否かという機関の判断に基づくこと、2) 集合的リソースである著作・表現形と、その構成部分となる著作・表現形との関連は、全体部分関

連をもって指示されること、表現形の全体部分関連は該当しないことなどが、確認されている。

3. RDAにおけるモデリング

3.1 RDAにおける関連する規定

RDAは、表現形の刊行形態として、**single unit (physical or logical); multipart monograph; serial; integrating resource**を規定している(RDA 1.1.3, 2.13)。上記以外には、**collection (1.5.2, 1.5.3)**がある。これらが自立的な表現形(「全体」に相当)となりうること、その1部をなすパート(部分)が「構成部分」となりうるのが、「1.5 記述のタイプ」において規定されている。

これらから、本研究用に下記の表現形タイプに再整理した。

a)単一ユニットリソース(single unit)と、その構成部分(logical unit): 構成部分は形態的に独立していない。

b)単一ユニットリソース(single unit)、多巻もののモノグラフ(multipart monograph)と、その構成部分(physical unit): 構成部分は形態的に独立。形態上の各パートをさらにlogicalな構成部分に分割することは可能であるが、ここでは議論を簡潔にするため、この点は扱わない(他のタイプについても同様)。

c)逐次刊行物(serial)と、その構成部分: 定期刊行物(periodical)等と、モノグラフシリーズ(monographic series)等に分けることができるが、いずれも構成部分は形態的に独立との条件をここでは設定する。

d)更新資料(integrating resource)と、その構成部分: 構成部分は形態的に独立していない。

e)コレクション(collection)と、その構成部分: 構成部分は形態的に独立との条件を設定する。

他方、著作については下記のタイプの列記がある。

f) individual work: 自立し完結した内容をもつ著作(RDA 1.1.5, 24.1.2)

g) aggregate work: 集合著作(1.1.5, 24.1.2)

h) components of work: 著作の構成部分(1.1.5, 24.1.2)

i) compilation of works: 複数著作の編纂(6.2.2.10, 6.27.1.4など)

individual workとそれ以外のaggregate work、components of workとを全体部分関連に位置づけ捉える必要性はなく、individual workであるものが、場合によってはaggregate workまたはcomponents of workになりうると思なすべきである。また、いかな

るものをaggregate workとするのか、components of workとするのか明確な規定はない。他方で、著作の同定識別に影響する変更(タイトル、責任性の変更など)に関して、他巻もののモノグラフとして刊行された「著作」、逐次刊行物として刊行された「著作」、更新資料として刊行された「著作」という区分を採用している(RDA 6.1.3)。この点より、表現形のタイプにそのまま対応する著作がありうると解釈できる。本研究では併せて、表現形の構成部分にそのまま対応する著作も想定できるものと仮定する。

また、全体部分関連を示す関連指示子(relationship designator)は、著作間、表現形間、表現形間、個別資料間のいずれにおいても「contained in」「contains」と共通させているが、その下位レベルの指示子はそれぞれにおいて異なる。例えば、著作間では「in series」「subseries of」などであるが、表現形間では「inserted in」や「special issue of」としている。加えて、表現形間には付属(accompanying)関連の指示子「accompanied by」の下に、「issued with」(同一キャリア内に収載され刊行された他の表現形との関連)との指示子を示している。以上の点より、著作間、表現形間の関連と、表現形間の関連は、FRBRに比べて、より柔軟に適用できるものと仮定する。

3.2 RDAの規定を踏まえたモデリング

前節で確認した表現形タイプ、著作タイプ、そして全体部分等の関連タイプの3つを踏まえ、これらと矛盾しないかたちで集合的実体および構成的実体のモデリングを試みる。

その際の補助的な前提には、下記を採用する。

- 1) 表現形タイプのいずれのリソースも、表現形レベルでは自立的な記述対象となり、かつ著作レベルでのaggregate workに対応づけられる。
- 2) その構成部分は、いずれも著作レベルでのcomponents of workに対応づけられる。
- 3) 表現形は、著作のインスタンスと「1対1」関連で設定される。
- 4) 個別資料は、表現形のインスタンスと「1対1」関連で設定される。

ここから次の5つのモデルパターンを導くことができる。

モデルパターン1(図1): 表現形のインスタンスは、全体に相当する集合的実体についてのみ設定され、構成部分には設定されない。著作・表現形の構成部分は、それぞれのレベルで全体に相当するインスタンスと全体部分関連(多対

1)に置かれる。なお、いずれの関連もその向き(方向性)は問題としない(双方向として捉える;以下、同様)。

モデルパターン2(図2): 表現形のインスタンスは、全体に相当する集合的実体についてのみ設定され、構成部分には設定されない。著作・表現形は構成部分に相当するインスタンスのみ設定される。従って、著作・表現形と表現形の関連の基数は「多対1」である。

モデルパターン3(図3): 構成部分に相当する表現形および著作・表現形のインスタンスがいずれも設定される。全体に相当する表現形インスタンスと表現形レベルで全体部分関連(多対1)に置かれる。なお、全体に相当する著作・表現形を設定するか否かは任意とする。

モデルパターン4(図4): パターン3と同様、構成部分に相当する表現形および著作・表現形のインスタンスがいずれも設定される。全体に相当する著作から表現形までのインスタンスが設けられ、構成部分とは著作および表現形のレベルで全体部分関連(多対1)に置かれる。

モデルパターン5(図5): パターン4と同様、構成部分および全体の両者において表現形、著作・表現形のインスタンスがいずれも設定される。全体に相当する著作・表現形・表現形インスタンスからそれぞれのレベルの構成部分には、全体部分関連(多対1)に置かれる。

なお、モデルパターン3~5のいずれが(または全部が)認められているのか否かは、各実体レベルの全体部分関連の解釈(適用の可否)に依存する。

これらモデルパターンとパターンに該当する表現形タイプとの対応づけの結果を、表1に示す。'○'をつけたところが、現時点でのRDAから導き出される組み合わせとなろう。なお、モデル3~5を、a)単一ユニットリソースと構成部分(logical unit)に適用できると見なすかについては不明瞭である(表では'△')。

本来は、各表現形のタイプについて、適用可能なモデリングパターンをRDA自体においてさらに限定し明示すべきと考える。それによって、集合的実体と構成的実体のRDAにおける扱いが明確化し、理解が促進されるであろう。

なお、集合的実体と構成的実体の間に「統合的な単位(integral units)」レベルのインスタンスを挿入したモデリングも可能である。そのときには、著作、表現形、表現形のそれぞれにおいて「構成部分(component) - その全体(integral unit) - 集合体(aggregate)」とのインスタンス設定となる。すなわち、固定的な基

軸として「統合的な単位」のレベルを導入することになり、日本目録規則1987年版における基礎書誌レベルの設定に相当する。ただし、検討の結果、モデリングへの導入の必要性と導入のメリットがともに確認できなかった。

4. RDAにおける記述の規定

集合的実体と構成的実体の扱いに直接かわる点のみ言及する。

1)表現形の記述タイプ(RDA 1.1.4, 1.5): a)包括型(comprehensive)、b)分外型(analytical)、c)階層型(hierarchical)の記述があり、いずれも表現形レベルにおける集合的実体と構成的実体のインスタンスの記述、そして両者の間の全体部分関連の記録法について規定している。

2)著作のアクセスポイントの構成法:a)著作の優先形(preferred)タイトルについては、著作の「part」(自立した全体の一部分)の扱い(RDA 6.2.2.9)と、著作のcompilationの扱い(6.2.2.10)を定めている。また、b)著作の典拠形アクセスポイントについては、異なる個人等による著作のcompilationの扱い(6.27.1.4)や、著作の「part」の扱い(6.27.2)を示し、c)著作の異形(variant)アクセスポイントについても、著作の「part」の扱い(6.27.4.3)、著作のcompilationの扱い(6.27.4.4)を示している。音楽著作、法令等著作、宗教的著作についても同様の規定がある。

引用文献

- 1) The Joint Steering Committee for Development of RDA. *RDA: Resource Description and Access*. Chicago, American Library Association, 2011.
- 2) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. *Functional Requirements for Bibliographic Records. Final Report*. K.G. Saur, 1998, 136p. <http://www.ifla.org/en/publications/functional-requirements-for-bibliographic-records>, (参照2012-09-20) [和中幹雄ほか訳『書誌レコードの機能要件』日本図書館協会, 2004.]
- 3) Shoichi Taniguchi. Viewing RDA from FRBR and FRAD: Does RDA represent a different conceptual model? *Cataloging & Classification Quarterly*. 2012, in press.
- 4) 谷口祥一. RDAをFRBR/FRADから見る: RDAは新たなモデルか? 2012年日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱. 2012, p.125-128.
- 5) Working Group on Aggregates. *Final Report*. 20 p. September 12, 2011, <http://www.ifla.org/files/cataloguing/frbragg/AggregatesFinalReport.pdf>, (参照2012-09-20)

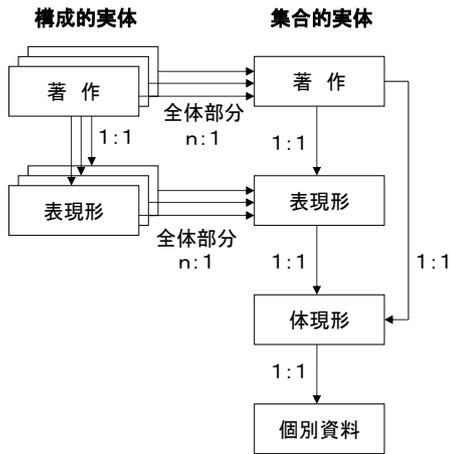


図1 モデルパターン1

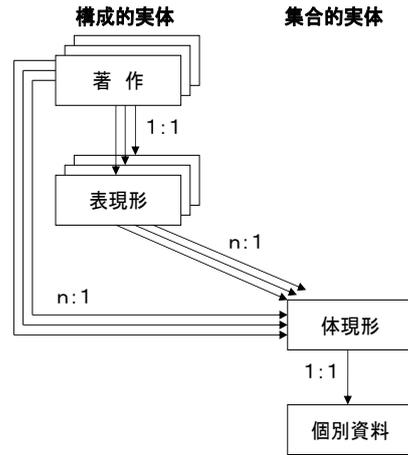


図2 モデルパターン2

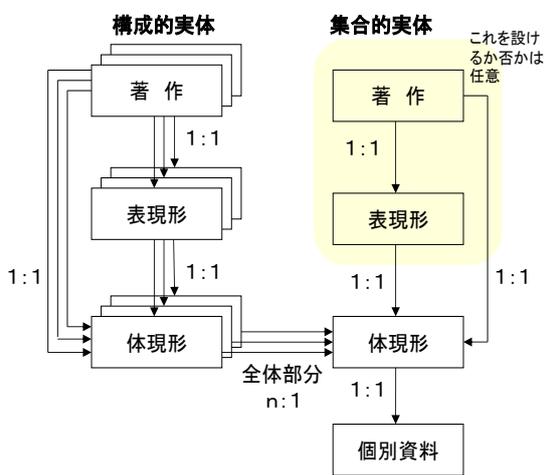


図3 モデルパターン3

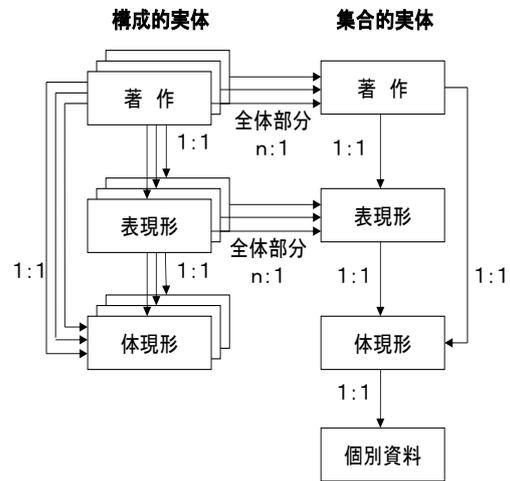


図4 モデルパターン4

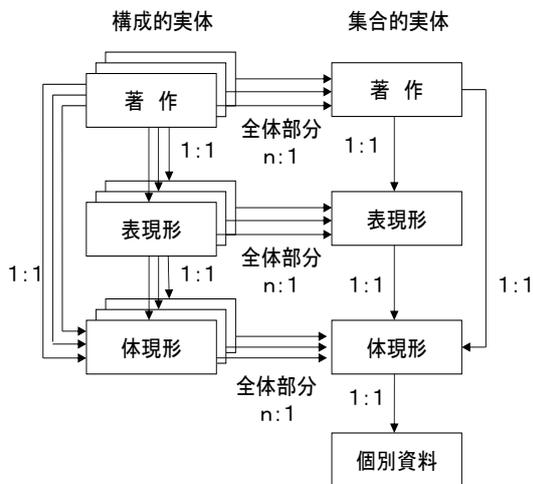


図5 モデルパターン5

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4	パターン5
a)単一ユニットリソース 構成部分logical unit	○	○	△	△	△
b)単一ユニットリソース 多巻ものモノグラフと構成部分physical unit			○	○	○
c)逐次刊行物と構成部			○	○	○
d)更新資料と構成部	○				
e)コレクションと構成部			○	○	○

表1 モデルパターンと体现形タイプとの対応づけ